

第12回白石・福富・有明3町合併協議会会議録

日 時 平成16年9月6日（月）

場 所 福富町ゆうあい館ホール

白石・福富・有明3町合併協議会

第12回白石・福富・有明3町合併協議会会議録

招集年月日	平成16年9月6日(月)					
招集場所	福富町ゆうあい館ホール					
開会日時及び宣告	平成16年9月6日午後2時			議長	喜多輝昭	
会議録署名委員	樋口和敏			古賀キヨミ		
出席委員並びに 欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 × 欠席	委員氏名		出欠等	委員氏名		出欠等
	会長	喜多輝昭	○	委員	北村美佐子	○
	副会長	栗山紀平	○	委員	副島正典	○
	委員	山崎昭維	○	委員	堤熊雄	○
	委員	片渕弘晃	○	委員	龍ヶ江淑子	○
	委員	小野茂	○	委員	片渕一吉	×
	委員	前田清次郎	○	委員	樋口和敏	○
	委員	田中昭	○	委員	古賀キヨミ	○
	委員	久原房義	○	委員	高尾茂	○
	委員	満松清次郎	○	委員	黒岩春地	×
委員	香月幸雄	○				
幹事会等	幹事長	大串和夫		総務副部長	本山静男	
	副幹事長	鐘ヶ江武勇		企画部長	小笠原光義	
	副幹事長	川崎啓義		企画副部長	原田嘉典	
	総務部長	山下正行		企画副部長	小野勝康	
	総務副部長	溝上光一				
合併協議会 事務局	事務局長	上野達馬		調整班長	相浦勝美	
	事務局次長	鮎川慎吾		総務班	久原正好	
	総務班長	小池武敏		計画班	川崎常弘	
	計画班長	木須英喜		調整班	堤和彦	
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

第12回白石・福富・有明3町合併協議会会議録索引

事件番号	会議録事件名	頁数
	開 会	1
	挨 拶	1～2
	会議録署名委員の指名	2
報告事項 報告第26号	平成16年度白石・福富・有明3町合併協議会会計補正予算(第2号)について	2～3
報告第27号	新町の公共施設の名称について(NO.2)	3～5
報告第28号	新町の町章募集の応募状況について	6～7
調整結果報告 第7号	事務組織及び機構の取扱いについて	7～20
第8号	住民周知事項について	20～24
そ の 他	第13回白石・福富・有明3町合併協議会の日程について	24
	閉 会	24

	(開 会)
副 会 長	<p>皆さん、こんにちは。今日は、第12回白石・福富・有明3町合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方、18号台風の前で何かとせわしいところにご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。台風がそれてくれればいいなというふうな感じもいたしますけれども、今夜から明日の朝にかけて佐賀県に到来するということですが、最少の被害でございまして皆様と一緒に町民に対しても防災対策の周知をしていきたい、かように考えております。</p> <p>ただいまより第12回白石・福富・有明3町合併協議会を開催いたします。</p> <p>それでは、会長のご挨拶に引き続き、進行を会長にお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中にお集まりいただきまして合併協議会が開催されますこと、心からお礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>先ほどから話がありますように、今年は非常に暑い夏が続いて涼しくなったなというふうに思っておりましたら台風16号、そして、16号の被害が余りなくてよかったというふうに思っておりましたら18号が後を追いかけるような形で、明日は佐賀県は早朝から暴風雨域に入るということは間違いないようでございます。その後もまた19号が追いかけるような形で来ておるところでございます、私どもも非常に心配をするところでございます。先ほど話がありましたように、被害が最小限に食い止められるように我々も努力をしていきたいと思っております。</p> <p>さて、本日は、合併協議会が12回ということでございますけれども、合併まで残すところ4カ月ないというような状況の中での本日の会議でございます。先般、こういう話をしておりましたら、議員研修の方ではいろいろ話があったということで、合併をするものはなんか馬鹿みたいな話だとか、合併を脱退しろとか、いろんな話があったということで、私もいろんな方々からその後、そういう話を聞いて、私もちょっとだけ冗談のごとと、どういう研修だったのかなというふうに思ったわけです。</p>

けれども、いずれにいたしましても、これはもう以前から皆さん方もご承知のとおり、申し上げておりますように、合併してただ単によくなるという話ではないわけですし、合併してよかったと言えるような町をつくっていくというのは、それ以降の行政、あるいは財政、こういう行財政の改革、こういうことをどういうふうにやっていくのかを含めて新しい町をつくっていくときの問題だろうというふうに思っております。ただ単に合併をするというのは、ある意味からいうと寄り合い世帯がスタートする、それをどういう改革をしていくかということが今後求められるところでございます。

そういう意味では、委員の皆さん方も今後しっかりとその点もお考えいただいて新しい町づくりについてもお考えをいただきたいというふうに思っておるところでございます。

今日は、報告事項の3件、そして調整結果報告事項の2件でございますけれども、これらについても皆さん方も十分ご理解をいただいているものがほとんどだろうというふうに思っております。そういうことで先ほど副会長さんの方からも話がありましたように、台風を前にして、それぞれ皆さん方も準備、あるいは仕事上での準備、こういうこともあろうかと思えます。そういう意味でできるだけスムーズに早く終われるような形で進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、会議に入らせていただきます。

本日の会議は、協議会委員19名に対して17名の出席でございますので、規約第10条第1項の協議会開催要件を満たしております。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、会議録署名委員の指名でございますけれども、議長が指名することになっておりますので、僭越でございますけれども、私の方から指名をさせていただきます。

有明町の樋口和敏委員様と古賀キヨミ委員様の2名の方に会議録署名委員をお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、議題に入らせていただきます。

まず、報告事項でございますけれども、報告第26号【平成16年度白石・福富・有明3町合併協議会会計補正予算（第2号）について】を議題といたします。

事務局の方から説明をお願いいたします。

総務班長

報告第26号【平成16年度白石・福富・有明3町合併協議会会計補

	<p>正予算（第2号）について】の概要を事務局よりご説明いたします。</p> <p>3ページをお願いします。今回の補正につきましては、合併関連の準備経費ということで、事務局で取りまとめて発注する経費につきまして計上いたしております。</p> <p>第1条に記載いたしておりますが、今回の補正予算に関しては2,690千円ということで、補正後の金額につきましては18,527千円ということになっております。</p> <p>内容につきまして明細書の中で簡単にご説明をいたします。</p> <p>5ページでございます。まず、歳入についてですが、負担金の財源としまして各町から負担金ということで2,690千円を今回お願いしております。その内訳につきましては右側の記載のとおりでございます。</p> <p>次に歳出の説明をいたします。次のページをお願いします。歳出につきましては、事務局で取りまとめて発注する経費ということで、まず新町で使用する封筒の印刷が1,193千円、それから町長公印等の新町で使用する各種公印の購入費としまして1,497千円を計上し、合計2,690千円ということでお願いいたしております。</p> <p>なお、協議会の予算につきましては、各町の9月議会承認後に報告をすべきところでございますが、協議会を先に開催しております関係上、議会承認前に報告しておりますことをご了承いただきたいと思っております。</p> <p>以上、簡単ですが、予算の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>今、事務局から補正予算についての説明がありましたけれども、9月議会前に協議会の方で予算を計上し、補正予算をつくっていくということになっております。このことにつきましては先般の町長・議長会でも、特に議長さん方に今度の場合はこういうことで、特に予算関係についてはご協力をお願いしたいというお願いをしておりますけれども、そのほかの委員の皆さん方にも、このことについては事前にご了承をいただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、この予算関係について何かご質問その他ございましたら意見を出していただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>なしということでございますので、報告第26号【平成16年度白石・福富・有明3町合併協議会会計補正予算（第2号）について】は、報告済みとさせていただきます。</p>
議 長	
議 長	

<p>局 長</p>	<p>続きまして、報告第27号【新町の公共施設の名称について (NO.2)】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第27号【新町の公共施設の名称について (NO.2)】の説明を事務局からいたします。</p> <p>その前に皆様方のお手元の資料の7ページでございますが、1カ所だけ訂正をお願いしたいと思います。7ページの右の方の上から3行目、「白石中央公園グラウンド」ということになっておりますが、これが「グラウンド」ということでございます。それと一番下のところ。これも同様でございます、「新明グラウンド」となっておりますが、これを「グラウンド」ということをお願いいたします。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。新町の公共施設の名称についてでございますが、これにつきましては前回の第10回合併協議会の中で第1回目の説明を行っております。その中では庁舎の名称なり学校の名称等についてご報告をいたしました。今回、第2弾目ということで報告をするわけでございますが、ここにありますように、現名称から新名称ではこういうふうになりますよということで名称を挙げております。この名称を新しく定めた場合の基本的な考え方ということを述べさせていただきます。説明にかえさせていただきます。と思います。</p> <p>まず、新しく名称を決めました考え方につきましては、まず、現在の名称が住民に浸透しているということから、この分につきましては最大限、考慮をしたいということで一つは考えております。</p> <p>それと、町名が頭の方についているものにつきましては、その部分を「白石町」という名称に変更をするということで、福富町何々、有明町何々となっておりますが、こういうものについて白石町何々というふうに変更をしております。</p> <p>それと、町名を除き同一名が付されている施設、または区別しにくい名称が付されている類似施設につきましては、これを区別するために旧町名を残すということで、例えば、公民館等につきましては3町、白石町公民館、福富町公民館、有明町公民館ということであります。これにつきましては新町においては白石公民館とか、そういう形で旧町名を残しますよということで考えております。</p> <p>また、法令等の関係で条例上の名称がやむをえず長くなるものを除きまして、名称は極力短くしたいということで考えました。「白石町」の冠につきましては、法令等について問題がない場合には、この名称を極</p>
------------	---

		<p>力入れないということで検討をしております。</p> <p>また、条例上の名称が長くなるものにつきましては呼称ですということ、例えば、福富町の場合につきましても、真ん中の方にありますように、現在の名称が「福富町農村研修健康センター」という長い名称になっております。これにつきましては通称「健康センター」という形と呼んでおります。そういうことから「白石町福富健康センター」という名称に改めたいということがございます。</p> <p>以上、簡単でございますが、新町の公共施設の名称につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>公共施設の名称等について説明がございましたけれども、これも第1回目のものと考え方が変わらない形のものでございますけれども、皆さん方、何かご質問がございましたら、意見でもようございます、どうぞ出してください。</p>
北	村 委 員	<p>白石町の北村です。社会教育・社会体育施設の3つの社会体育館のことですが、白石社会体育館、それから福富の方には福富社会体育館、有明町のスポーツセンターが有明社会体育館と同じレベルで並べてありますが、内容的に有明というのはジムがあったりプールがあたりと違うように思いますので、同じ並びの社会体育館というのはちょっと違うのではないかと思います。</p>
局	長	<p>これは同じ施設という考えで、例えば、有明町のスポーツセンターにつきましては、福富町社会体育館、白石町社会体育館と利用する目的は同じでございます、プール等じゃなくて運動施設、公民館の西隣の施設です。ふれあい郷じゃありません。</p>
北	村 委 員	<p>ふれあい郷じゃないんですね、わかりました。</p>
議	長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>なしということでございますので、ただいまの説明でおわかりいただいたということで、報告第27号【新町の公共施設の名称（No.2）について】は、報告済みとさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議 長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>次に、報告第28号【新町の町章募集の応募状況について】を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>それでは、報告第28号【新町の町章募集の応募状況について】ということで、ご報告をさせていただきます。</p> <p>この新町の町章の件につきましては、7月1日から8月31日の2カ月で全国的に公募をいたしました。そういうことで、ここに応募総数ということで795件と全国から多くの応募をいただいております。この場をかりましてお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>応募の状況でございます。ここに地域別にこういうことでお示しをしております。県外で668作品でございます。県内においては127作品ということで、その中で3町管内では75作品を応募していただいております。また、年齢別につきましては、ここに示しておりますとおりでございます。また、職業別につきましては参考までにお知らせをいたしますけど、中学生1名、高校生3名、ほかには主にデザイナー等、こういうプロの方たちが全体の3分の1程度、267作品応募をしていただいております。</p> <p>それと、応募総数の795作品でございますが、これにつきましては募集要綱の中で条件をつけておりまして、作品につきましては3色以内ということで条件をつけてあったと思います。これは地色を入れて3色以内ということで、この795作品の中には、その条件を満たしていないといえますか、4色とか使っていて条件を満たしていない分が全体の4分の1程度の192作品あります。この取扱いについては、今後、選定委員を各町をお願いいたしましてそれぞれ2名の方の推薦をいただいております。この6名の方で選定委員会を開催するようにしております。この取扱いにつきましては、選定委員の方々に一任をお願いしたいと思っております。そういうことでよろしくをお願いいたします。</p> <p>以上、報告第28号につきましてご報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>今、町章の募集、あるいは応募状況について説明がございましたけれども、何かご質問ございませんでしょうか。今の192作品については3色以外をという話がありましたが、これは審査をいただくときに、例</p>

	<p>えば使えるというか、4色が3色で使えるというような話もそういう中 出てくるだろうと思います。そこら辺はここで議論をせずに、という のは、そっくりそのまま使う場合もあるだろうし、多少手直しをして使 わせてもらうとか、いろんな状況もあるだろうと思います。うちの場合 も全国公募で藤沢の人でプロの人なんですね。しかしながら、うちの方 では手直しをさせていただくことを前提にしながらそういうことでやっ ているわけですから、そういうことを含めてそういう問題が出てくると 思います。そういうことはもう選定委員さんに一任するというようなこ との話でもございます。何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	<p>長 ないようでございますので、報告第28号【新町の町章募集の応募状 況について】は、報告済みとさせていただきます。</p> <p>続きまして、調整結果報告事項でございますけれども、まず、調整結 果報告第7号【事務組織及び機構の取扱いについて】の説明を事務局か らお願いいたします。</p>
局	<p>長 それでは、事務局から調整結果報告第7号【事務組織及び機構の取扱 いについて】のご報告をさせていただきます。</p> <p>8ページをお願いいたします。組織及び機構につきましては、昨年1 2月の第4回合併協議会におきまして提案をいたしまして、そこにお示 しをしておりますように、調整の内容のとおりでご確認をいただいてお るところでございます。</p> <p>この中で新町における事務組織及び機構の整備方針に基づき整備をす るということでいたしております。この新町における事務組織及び機構 の整備方針につきましては6点ありまして、「住民が利用しやすく、わ かりやすい事務組織・機構とする」、「住民の声を適正に反映すること ができる事務組織・機構とする」、「運営の合理化を図り、簡素で効率的な 事務組織・機構とする」、「指令命令系統が分かりやすく、責任の所在が 明確な事務組織・機構とする」、「地方分権による行政課題に迅速、的確 に対応できる事務組織・機構とする」、「支所機能については、住民の利 便性の確保と住民自治に寄与できる事務組織機構とする」ということ で、この6点が定められております。</p> <p>また、事務組織・機構は、住民サービスが低下をしないように十分配 慮することになっております。この方針に基づきまして、3町の助役を 中心に幹事会で何回となくこの件につきまして検討を重ねてまいりまし</p>

た。また、その間、専門部会とのヒアリングの実施、また、3町長、3町の議長の意向を踏まえまして、本日、事務組織・機構につきましてご報告をさせていただくものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。新町の行政組織機構図を載せております。新町の事務所の位置は、合併協議会でも確認をされているように新庁舎が現在の白石町内に建設されるまでの間、当面、現在の有明町役場を本庁に、現在の白石町役場、福富町役場に支所を置くということになっております。行政組織・機構は、本庁方式を基本としておりまして、本庁である現有明町の役場のスペースの関係上、環境部を白石支所に、教育委員会を福富支所に配置をし、一部、分庁方式ということで行ってまいります。また、支所につきましては、住民サービスに極力支障を来さないように総合支所方式を採用してまいります。

次に、組織機構体制についてでございますが、今回新たに部制を設けております。これは合併時に混乱が想定されますので、これを最小限にとどめ、指揮命令系統を充実するための措置として設けているものであります。

合併時における新町の組織は、6部20課1室、議会事務局、農業委員会等の5局、それに福富支所、白石支所の2支所、それと支所のそれぞれ2課体制ということでしております。この組織につきましては、あくまで合併時点のものでありまして、合併後における業務量や行政改革の推進の中で適宜見直しをするということで行っているところでございます。本庁には総務部が3課10係、企画部が2課5係、民生部が4課7係、産業部が4課6係、建設部が3課8係、それに会計室、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を置くこととしております。

福富支所、白石支所には、それぞれ支所長を置き、支所長は部長相当職としております。これにつきましては本庁との同等の位置づけということで部長相当職ということにいたしております。

次に、支所長の下に地域業務課を置くことにいたしております。地域業務課の中には総務班と住民窓口班を設置してあります。今回、係ではなくて班体制にしてあります。これにつきましては課内をフラット化した組織とするということで、できるだけ業務を固定化しないでグループ全体で業務に取り組むことによりまして、職員の共同意識や行政課題に迅速かつ弾力的に対応できる組織ということでこういう班体制にいたしております。

次に、職員数についてであります。合併時、平成17年1月1日現在

の職員数でございますけれども、全体で331人でございます。出先の保育園とか学校職員、また、広域圏、県等に派遣しております派遣職員を除きまして255人が本庁と支所に配置をされます。その内訳でございますが、本庁が171人、白石支所が21人で、白石支所の方に環境部が入りますので、環境部の31人を合わせまして52人ということになります。次に福富支所でございますが、福富支所は16人でございますが、福富支所の方には教育委員会が入ります。そういうことで教育委員会の16人を合わせまして32人ということになります。

なお、これまで雇っております臨時職員につきましては、原則としては採用しないということでございます。

次に、部、課、係ごとに人員を数字で示しております。この人員を決定するに当たっての考え方でございますが、現時点において新町における組織の業務量、また支所の業務量、合併によるスケールメリットの効果、これらを勘案いたしての係ごとの人員を決定しております。この人員につきましても、先ほど申しましたように、これにつきましても適宜見直しをしていきたいと思っております。

次に、10ページをお願いします。各課、係の主な業務内容ということでここに載せております。内容の説明をいたしたいと思っておりますが、この部分につきましては、本庁の部分でございますが、まず、総務部関係でございます。特にこれから説明をいたしますのは、現在から新たに係を設けたとか、変わっている部分について抽出をして説明をさせていただきます。

総務部の中でございますが、特に財政課の中に財産管理係ということで、この係を設けておまして、特に、現在、工事等の入札につきましては、それぞれ担当課でなされているところもあります。新町になりましたら、工事の入札に関する業務につきましては、財産管理課の中で一括して行うということにいたしております。

次に、企画部関係でございますが、これは企画課と情報推進課の2つの課を設けるようにしています。企画課の中に男女共同参画係を設けております。これにつきましては合併協議会の協定項目の中で男女共同参画社会の推進ということで、この中で1つの係を設けながら推進をしていきますよという確認事項があります。こういうことでこの独立した係を設けております。それと合併調整係でございます。合併をいたしましても、合併に関する業務につきましては、当面は必要になってまいります。そういうことで当面の措置として合併調整係はここに独立した係を設けるということにいたしております。

次に、民生部関係でございますが、ここの部分につきましては支所の業務とふくそうする部分がありまして、支所でもその業務を行うことにしております。これは住民サービスが低下しないように、特にここは関係する部分でございます。この中で福祉課の中に子育て支援係ということで独立した係を設けております。これにつきましては建設計画の中に4つのプロジェクト事業を設けておりまして、その中の1つでありまして、子育て支援、少子化対策を行っていくということでございます。そういうことから独立した係を設けることにいたしております。

次に、環境部につきましては、生活環境課、水道課、これは白石町、有明町に関係する水道課の分でございます。それと下水道課ということで、それぞれ独立した課を設けながら業務を行っていくことにしております。

次に、産業部関係でございます。産業部の中には農政課、水産林務課、農村整備課、商工観光課ということで4つの課を設けております。水産関係と林務関係で1つの独立した課を今回設けておりまして、水産の方につきましては、現在、福富町、有明町でも漁港等の整備を継続事業で行っております。そういう業務量の問題、また林務行政、こういうことをあわせてこの課の中で取り組むということで独立した課を設けております。

次に、建設部関係でございますが、これについては管理課、工務課、国土調査課ということで課を3つ設けております。工務課は、工務1係、2係、3係ということで3つの係を設けております。特に、工務課の中には道路整備とか河川関係、こういうものを行う業務でございます。特に、合併した時点につきましては、それぞれ職員につきましても、地域の自分たちの住んでいるところはよくわかるわけでございますけれども、他町につきましてはすぐわかるということではございません。そういうことから工務1係、2係、3係と3つの係に分けているということは、それぞれ町単位の事業をやっているかということで、1係は旧白石町の業務、2係につきましては旧福富町の道路とかそういう業務、3係につきましては旧有明町の業務をやるということで、新町の一体感の造成はできませんけれども、まず住民サービスを行う上には地域の実態を知っておくことが必要でございます。そういうことでこういう形で各それぞれの町の業務をやるということで3係設けております。

次に、国土調査課でございます。これにつきましても3つの係を設けておりまして、地籍調査1係、2係ということで、現在、国土調査につきましては白石町と有明町が行っております。これも道路と同じような

考えでこういう形で係を挙げております。

次に、11ページをお願いします。11ページにつきましては会計室なり議会事務局、議会事務局につきましては、庶務係、議事係ということで2つの係を設けております。

また、教育委員会関係でございますが、学校教育課、生涯学習課の2つの課を設けるということで、ここは本省の中でも当然行ってまいりませけれども、支所の中でもそれぞれ生涯学習、各種講座、スポーツ大会、こういうようなものもそれぞれ支所で行うようにいたしております。

また、農業委員会関係でございますが、農政係と農地係を設けております。農業委員会につきましては、各地域で相談業務とか転用関係等の申請も多うございます。しかしながら、この分につきましては農地台帳が一本化をするということで、どうしても各支所に対応できないということございまして、これにつきましては本庁の方で対応するというようにいたしております。

次に、選挙管理委員会とか監査委員につきましては、それぞれ総務課、議会事務局で兼務をするということにいたしております。

次に、12ページをお願いいたします。12ページにつきましては支所の主な業務内容ということで、ここにつきましては具体的に住民の方たちが支所ではどういう業務をなされるのだろうかということで具体的にわかってもらうために具体的な業務内容ということで、かみ砕いたところでの業務内容をここにさらに挙げているところでございます。支所の業務につきましては、新町の組織等について本庁方式ということでご確認をいただいているところであります。そのため、本庁に機能を集約することとなるわけですが、その中で極力住民の皆さんのサービスの低下につながらないように支所の業務を検討してきたところであります。

まず、支所において、戸籍、住民票などの届け出・交付、また、福祉関係のサービスの申請といった住民サービスに直結する業務につきましては、現在、役場の方で取扱っている状況と変わらないという形での体制を整えております。

また、行政サービスに関する相談につきましても、今までどおり支所に対応することとしております。各種台帳が一本化されることなどから支所の業務としていないものもありますが、これは特に農業委員会等の農家台帳の件でございます。支所での対応が困難となるものにつきましては、住民の方が本庁に出向かないで済むように、そういう場合につきましては支所にも本庁の職員が出向いてそれに応じていきたいということで考えております。

<p>議 長</p> <p>久 原 委 員</p>	<p>なお、今まで役場を中心として実施をしてきました各種検診、また所得税の申告、これらにつきましては本庁の業務ということにいたしておりますが、会場等につきましては従来どおり各支所の会場を借用しながら出向いて行うということで現在調整を行っているところでございます。</p> <p>次に、支所という位置づけではありませんが、教育関係の業務につきましてということで、12ページの右下の方に公民館の主な業務内容についてということでありますように、教育関係の業務、特に学校教育、こういうことの業務につきましても、それぞれ支所、本庁の中に各公民館の係というものがありますので、ここで対応するというようにいたしております。また、相談等につきましても、各公民館へ問い合わせできるようにしているところでございます。また、公民係では、従来のとおり、各種講座、また地区のスポーツ行事、こういうものも今までと変わらないように各支所等でも行うようにいたしております。</p> <p>以上、簡単でございますけど、組織及び機構の取扱いにつきまして説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>事務組織及び機構について説明を事務局からいたしましたけれども、このことについて皆さん方、ご意見等ございませんか。</p> <p>福富の久原でございますが、2点ほどお尋ねをしてみたいと思います。</p> <p>まず、先ほど説明いただきましたように、本庁方式を基本とするということございまして、今回の場合は仮庁舎と申しますか、有明の方にお世話になるわけですが、建物のスペース上、どうしても一部は福富なり白石の方に置く、あるいはまた支所を白石支所と福富支所を置くということございまして、本庁方式が完全になるのはいつの時期だろうかなということを思うときに、新庁舎は白石の方に建設をするということになっておりますから、おそらく完成をするまでの間だろうというふうに思っておりますけれども、その辺のはっきりした回答をいただきたいということ。</p> <p>それと、支所を白石支所と福富支所に置くということですが、これもあわせて住民サービスが低下しないようにということなり、あるいは利便性の面から、当面、支所を置くということですが、これもいずれ支所の廃止という時期が来るのではなかろうかというふうに思っておりますけれども、こちら辺の時期を、最初から住民の皆さんに周知をし</p>
---------------------------	---

議 長	<p>ておく必要がありはしないかなど。新庁舎が完成をするまでの間であるとか、その辺をはっきり明文化をしておきませんか、将来、支所があった方がよかばいと、支所をずっと存続をさせてくださいとか、そういうような声が住民サイドからいろいろ出てくるんじゃないかなどという感じも、予測をするわけですし、将来の方向としてその辺のはっきりしたことを最初から、合併当初から住民の皆さんに周知をしておく必要がありはしないかなどというふうに思いますけれども、その辺の考え方をお願いしたいと思います。</p> <p>あと、支所の機能でございますけれども、さっき説明がありましたように、本庁の方で20課、ほかに教育委員会であるとか農業委員会であるとかということで局なり室なりがいろいろありますけれども、各支所においては支所長が1人と、課が地域業務課ということで1課、課長が1人ということになろうと思いますけれども、本庁機能のすべてのものを、支所長1人と業務課長の1人さんがすべてを掌握して支所としての業務を運営していかなくちゃいかんということについては、支所長は当然1人で結構ですけれども、あと業務課が1課ということについては、これは課長が業務を遂行する上で非常に大変なことじゃないかなどというふうに思っております。</p> <p>私も以前、農協の方におりまして、支所にもおりましたし、本所の方にもおりましたけれども、實際上、実務の段階で本所と支所のいろんな業務の流れとか指示、命令とか、1人の支所長と1人の課長がすべてを受けて部下にいろんな指示をしていくということは、私の経験上から言いますと非常に困難なことじゃないかなどというふうに思うわけですし、これは発足当時はもちろんこれで結構ですけれども、あと、いずれにしても新町長がお決まりになって、町長の一つの手腕の中でいろいろ機構の改革とかいろんなことに取り組んでいかれるだろうとは思っておりますけれども、その辺の、いろいろ今まで検討していただいておりますので、これはこれとして結構ですけれども、その辺で、スタートの時点でいろいろつまづきがあってはいけないなど、あるいは住民の皆さんにいろいろ不便なことを来してはいけないなどという思いから申し上げたような次第でございますが、その辺のお考えをひとつお願いします。</p> <p>このことにつきましては幹事会の方でもいろいろ検討、あるいは意見も出ているというふうに思います。そういうことを踏まえて幹事会の方からご説明をお願いします。</p>
-----	---

幹 事 長	<p>それでは、私の方から幹事会での今までの協議結果といたしますか、論点になったことについて若干お話し申し上げたいと思います。</p> <p>今、久原委員さんからお話しの支所をいつまで置くのか、いつ廃止するのかという部分であります。そういう議論は、今、私たちの幹事会の中ではいたしておりません。この組織が動き出してみても、どういう状況が生じるのか、今のこの組織体制の機構図というのは完全なものだとは思っておりません。随時、17年度が始まる時にもまた新たな見直しをしなければならぬというふうに思っております。それから、各係の人数も、これで果たして十分なのか、どこが不足するのか、こういう点についても未知数と言え未知数であります。そういう部分で過不足の調整とか、そういう分野もかなり出てくるだろうというふうに予測をいたしております。今、廃止をいつするというふうな形の表現は、私たちのところでは今のところ考えておりません。そういう考えは持っておりません。新町が動き出してみても、どの時点で廃止してもよかろうというふうな状況になるのか、町民の意向がどういう形で出てくるのか。もう少し支所を置いてほしいという状況が生じるのか、そういう町民の意向を踏まえて新町の体制の中で判断をされるべきものだろうというふうに思っております。</p> <p>それから、支所長と業務課長さんは大変だろうというお話もございましたが、資料についておりますように、支所の業務というのは非常に少なくといたしますか、縮小した形になっております。組織・機構を一番初めに検討するときに、合併して不便になったやっかというふうな議論が出てきてはいかんと。多かれ少なかれ、そういう話はないとは言えません、これはあっても当然だというふうに思っておりますが、その住民さんの苦情をなるべく少なくするためにはどのような組織がいいのかという一番基本的な考え方に立ったわけでありまして。</p> <p>そういう中で、支所機能をどこまで持たせるかという議論を相当いたしました。支所機能を余り強くなしますと本庁の意味がなくなるという側面もございます。ですから、決裁権限をどこまで支所に持たせるかというのも条例、規則というふうなものの中で規定をしていかなければならないというふうに思っております。</p> <p>せつかくでございますので、少し長くなりますが、幹事会等の意見を踏まえてお話しを申し上げますが、この検討をいたすときに、職員さんの現在の課長さん、係長さんがいらっしゃるわけでありまして。100名ちょっといらっしゃいます。こういう長とついた職員さんを降格ということはまずないわけでございますので、あくまでもその数に合わせざる</p>
-------	--

議 長	<p>を得なかったという側面がございます。したがって、見ていただきますと非常に細分化をいたしております。まさに、縦割りじゃないかというふうな形になっているわけですが、これは今の職員体制に合わせざるを得なかったという側面がございます。やはり住民のための組織でなければなりません。職員のための組織であってはならないわけでありまして、住民さんのサービスがなるだけ低下しないようにという基本的な考えでこういう組織の検討をいたしておるわけですが、総務、企画、議会、こういうものについてはまさにスケールメリットがあらわれております。こういう部分のスケールメリットの人数をどこにもっていったかという、明らかに数字であらわせるものではありませんが、支所の機能を充実したということでありまして。動き出してみないとわかりませんが、支所機能は、いわゆる受け付けと窓口、町民課関係、それから福祉関係の窓口、それから総務全般の窓口、こういうふうなものを受け持つわけですが、この人数が果たして可なのか不可なのかというのは動き出してみないとはっきりしたところが私たちもつかめないという状況でございます。そういう点から支所長と業務課長さんというものは非常に大変だろうというふうに思っておりますが、やはり職員の中でも対住民に直接接する課長さん、それから支所長さんであるわけでありまして、やはり本所というよりも、むしろ支所長さんが優秀な職員でなければならぬのではないかと、こういうふうな考えもいたしておるわけでございます。</p> <p>いろんな議論がございましたが、やはり今後、新町が発足いたしまして、この中で行革大綱やら定員管理、それから事務改善、こういうふうなものの中で随時組織の検討委員会なり、そういう組織をつくられて、そして職員自ら随時検討をしていくものであろうというふうに思っておりますので、この組織図が完全であって、これですと進みますよというふうな組織図ではないということをご了解をいただきたいというふうに思っております。ちょっと長くなりましたが、幹事会での議論の経過を踏まえて意見を申し上げました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>幹事会等での意見、あるいは町長・議長会等でも、今、幹事からいただきましたような話の議論もいたしたところでございまして、含めてお話しいただいております。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p>
-----	--

香月委員	<p>白石の香月です。資料の確認なんですけれども、ここにアンケートが ございますけれども、ここに機構図を町民あてにつくっていただいております。ここに収入役から真っ直ぐ会計課に入っておりますので、多分 ここはプリントミスか校正ミスかというふうに思っております。</p> <p>あと、町民に広報するとき、先ほど久原委員さんの方からも言われ ましたが、白石支所、福富支所については暫定だというふうな広報はや っておった方がいいんじゃないかなという感じがしておりますけれども、その辺のご検討をいただければと思います。</p>
議長	<p>今のお話は後で議論をさせていただきたいと思っておりますのは、こ の後の項目の住民周知事項の中でこのことについては話をさせていただ きたいというふうに思っております。組織のこととあわせて議論いた だくものはいただいても結構なんですけれども、修正の部分については、 後で答弁させますけれども、一応周知徹底というか、住民に周知をする ということで、この部分については議論をさせていただきたいと思いま す。また修正なり訂正、そのことについても皆さん方をお願いをしたい こともございますので、よろしくをお願いします。</p> <p>組織に対するご意見がございましたら出していただきたいと思いま す。</p>
樋口委員	<p>有明町の樋口でございます。文言が書いてあるのがいいか、このほか にされるかわかりませんので、そこら辺でお聞きしたいんですけど、本 所の主な業務内容について住民窓口班の中に、「はり・きゅう施術費の 助成に関すること」と書いてあります。要するに、これと似たような治 療でマッサージとか整体とかあるんですけど、こういうのはここには入 らないわけでしょうか。文章に文言が入っていなかったら、後で無理な ことが出てきますので、そこら辺。</p>
次長	<p>現在、マッサージにつきましては、毎月幾らという形で月1回とか、 そういう形でされていると思いますが、柔道整復についてはそういった ものはない。ですから、整体関係、カイロ、接骨院とか、そういったも のについては助成しないということでございます。</p>
樋口委員	<p>ないわけですね、これからもしないということですね。</p>
次長	<p>柔道整復は保険が多分きいているんだらうと思います。あと介護とか</p>

<p>古賀委員</p>	<p>そういった部分については保険はききませんし、今のところ、こちらの方ではそれについて助成をするというようなことの検討はしていません。</p> <p>有明の古賀でございます。2点ほど意見をと思っております。ページは10ページでございます。主な業務内容のところの文言のとらえ方になると思いますけれども、ちょっと感じたことを述べさせてもらいますと、企画部の男女共同参画係がありまして、これは新しく入ったと思いますが、1は「男女共同参画社会に関する事」、2つ目の「女性ネットワークに関する事」と書いてあります。これでちょっと私は思ったんですけれども、もう既に3町とも女性ネットは発足されておまして、会の名称が、福富と有明は女性ネットワークになっております。だけど白石は「男女共生社会をつくる会」として発足されているわけですね。女性ネットワークで私たちは地域とか家庭とか日常生活の中で数多く見られる女性問題について再認識をし、そして、女性と男性が家庭、地域、社会、職場などあらゆる分野で対等なパートナーとして参画して、お互いに尊重し合った生き方をしようというのが目的で発足しているわけです。だから、当然そこは女性だけではなくて、白石のように「男女共生社会をつくる会」というのが本当じゃないかなと私は思っております。そして、有明ももう十何人、男性の方も入ってくださっていますし、白石の実態を聞きますと、もう20名以上、それに加入してくださっているということを聞いたときに、2番の女性ネットワークに関する事でいいのだろうか。主な業務内容ですからいろんな考え方がありますが、ここをじゃどんなふうに変えたらいいかなと自分なりに考えまして、「女性ネットと共生社会に関する事」ともってきたら女性ネットワークだけじゃなくていいかなと、あくまでも意見ですから、これを1つ感じました。</p> <p>それから、2つ目が民生部の中に福祉課がありまして子育て支援係、これも新しく入ったと思いますけれども、その1に「保育園に関する事」と書いてございますが、子育て支援というのは何も園児だけじゃないんじゃないかなと思うわけです。だから、そこは幼児、児童、生徒、いわゆる子どもたちじゃないかなと考えましたので、そのところも「子ども福祉に関する事」というふうに感じましたので、ちょっと意見として言わせてください。</p> <p>以上、2点でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局、幹事会とも話をしておりましてけれども、まず、男女共同参</p>

	<p>画系の1、2の女性ネットとの絡みですね。ここら辺はおっしゃるとおり、ごもつともだというふうに思いますので、これはどういうふうに整理していただくのか、当面はこのままでいくという話なのか、それは幹事会の方々にもお伺いしたいと思います。</p> <p>それから、福祉の方については、私、この意見が多分出てくるんじゃないかということで最初から丸印をしておりました。と申し上げますのは、ここでは保育園とか限定した形になってしまっていますから、今言うように子育て支援のすべての面で、福祉の部面で子どもを支援をしていくという面で、その言葉がちょっと抜けているという意味でどうなのかなというふうに思っておりましたけれども、このことも幹事会の方で検討されたことのご説明をお願いしたいと思います。</p>
幹事長	<p>今のご質問にお答えいたしますが、10ページと11ページの本所の機能の部分の主な業務というのは、まさに主な業務を表示いたしております。まだいっぱいあります。書くと相当枚数になります。ちょっと見て、この係はこういう仕事だなということがわかる範囲を表現しているというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>今おっしゃった女性ネットワークというのを、これは表現の問題ではありますが、男女共生社会をつくる会というのは、まさに白石町にございます。こういう表現がより適切なのか、そういうのはまたさらに検討を加えなければなりません。条例、規則の検討が現在なされておりますので、その中で議論をしたいというふうに思っております。女性ネットワークと書いたから男女共生は入っていないよという意味合いの表現ではありませんので、そういう点をご了解いただきたい。</p> <p>それから、12ページは支所の業務でありますので、これは住民さんに直接かかわる問題でありますので、今回、この資料にもなるだけ詳しく、本所の業務の表現よりも詳しく表現をさせていただいたということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>十分じゃないけれどもという話で、主なものとして挙げているということと、それから、条例、規則、こういうものでこれから検討していくというものもあるようでございますけれども。</p>
古賀委員	<p>一般の人がぱっと見たときに、やっぱりもう少しふさわしい文言が適当じゃないかなと実は思ったものですから。</p>

議	長	事務局の今後の検討の中でもよろしく申し上げます。 ほかにございませんか。
次	長	保育園のことにつきましては、今、福祉の方でしたりいろいろされておりますが、今回、新しい町の中では子育て支援係の中で保育園に関することをやりますということをお知らせしておいた方がいいのかなということ、この主な業務の中に挙げている分でございます、先ほど古賀委員さんが言われました子ども支援に関する、そういった分につきましては、今度はこれをまた新しい町の部課設置条例の中で業務をきちっとした形で出していかなければなりません。その中で先ほど言っていたいただきました文言については検討していきたいというふうに思っております。
議	長	ほかにございませんか。
堤	委 員	福富の堤でございますが、各支所にはいろいろ詳しく業務内容が書いてございます。各支所の住民に対する取扱いですけれども、住民から申請があった、それを受け付けて本所に問い合わせ、そして回答が来るわけですね、そういう順序になっているわけですね。例えば、何か申請をすると、すぐはおりてこない、時間がかかるということになるわけですね。
次	長	先ほど大串幹事長の方から話がありましたけれども、支所長の方にどれだけの権限を持たせるのかということの検討を今からしていかなければなりません。支所の中で支所長権限で完結できる分については、そういった申請がありましても、その中で完結をする。国の補助金とか県の補助金とか、そういったことにつきましては申請を受けても本庁から一括して県の方に行ったりしますので支所長権限になりませんが、そこら辺、住民さんが不便にならないように、紙おむつですとかストマーとか、そういったいろんな部分がございますので、そういった申請についてどこまで支所長でできるのかということはこれから検討して、住民さんにできるだけご不便をかけないような形の支所長権限を考えていきたいというふうに思っております。ですから、今のところ、支所長権限がまだ固まっていないという状況です。
堤	委 員	それからもう1点ですけれども、例えば福富は本所に遠いから支所に

	<p>行くと思いますが、白石あたりで本所に近いところがありますね、有明役場に近いところの白石町の方は、やっぱりそれも白石支所に行かなければならないのか、真っ直ぐ本所に行くようになっているのか、その辺はどうなっていますか。</p>
局 長	<p>電算等でやっておりますので、どちらの方でも結構です、近い方に行ってもらって。福富の方が勤めていて職場が有明にあれば有明の本庁の方に行ってもらっても結構でございます。</p>
堤 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに何かございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>それでは、ご意見もないようでございますので、調整結果報告第7号【事務組織及び機構の取扱い】につきましては、報告済みとさせていただきます。 次に、最後でございますけれども、調整結果報告第8号【住民周知事項について】でございますけれども、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>それでは、事務局の方から説明をいたします。 調整結果報告第8号【住民周知事項について】でございます。 13ページをお願いいたします。先ほど委員さんから修正の指摘等もありました。皆さんの方に早わかりガイドブックの第1弾ということで、ここにこういう形で出しておりますが、これにつきましては内容の字句の訂正とか、そういうものは実際行っておりません。10月の頭に全戸配布をしたいという考えを持っておりまして、これは修正する前の段階の部分でございます、こういう内容で出したいということで見本という形でお出ししております。そういうことでよろしく願いしたいと思っております。 次に、内容を説明いたします。 まず、住民周知事項についてでございますが、1月1日に合併することについて住民の方たちは大きな不安を持っておられると思っております。3町が合併して、組織とか業務がどういうふうになるのだろうかとかいろいろな不安があらうかと思っております。そういうことから住民の不安の解消</p>

を図るために、この合併の早わかりガイドブックという形で発行したいということで考えております。

編集の内容でございますが、ここに示してありますように、それぞれ住民の方に行政として必要な情報とか、また、住民が必要とされる情報を集めましてわかりやすいようにお知らせをしたいということで考えております。

配布の方法でございますけど、これにつきましては3町の全戸配布という形で考えております。

また、事業所、建設会社とかそういうところについても、希望されるところにつきましては各3町の窓口等に配置をして配布をしたいと考えております。

また、このガイドブックにつきましては、年内に2回発行したいということで、今お渡しをしているのが第1弾目ということで、これにつきましては10月の頭の方に全戸配布をしたいと考えております。

この中の内容でございますが、新しい住所、役場の組織、年末年始の行事とか、こういうものを早目にお知らせをした方がいいもの、こういうものをここに網羅して第1弾として発行したいと考えております。

第2弾目ということで、時期的には12月に考えております。これにつきましては毎日の暮らしに直接結びつく新しい町の制度、また、窓口業務、施設利用の案内、また、手続の方法、こういうものをわかりやすく整理をして発行をしたいと考えております。

次に、皆様方にお渡しをしておりますカラーで印刷した分、合併したらこうなりますということでお渡しをしておりますが、これについて説明をいたしたいと思っております。そういうことでこれにつきましてはあくまでも先ほど申しましたように、これをそっくりそのまま住民の方に配布するということではなくて、こちらの方で一部字句の訂正とか、そういうチェックをしながらぴしゃっと仕上がった段階でこういう形で配布をしたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思っております。1月1日に合併して新しい白石町へということで、こんなところが変わりますということで書いております。まず、前回の協議会において再協議をいただきました字名の取扱い部分についてでございます。これにつきましては既に合併協議会だよりに掲載をしております。これにつきましても再度こういう形で掲載をしております。また、住所等の変更につきましては職権で行いますので、住民の方が直接手続をする必要はございません。

なお、住居表示の変更に伴いまして手続等が必要な場合については、住民票をとられるということになりますと当然手数料等がかかるわけでございまして、手数料にかわりまして、住民票にかわる住所変更の証明書を役場の方から無料で交付をするということで、それをもって変更をしていただくということで、現在、様式等を検討しているところでございます。

この分につきましては、12月に第2弾としてこのガイドブックを発行いたしますが、そのときに説明をしたいということで考えております。

次に、下の方に合併直後の行事についてということで、ここにこういう形で載せておりますが、合併が1月1日になりますので、年始、特に1月の行事がどうなるのかということで住民の皆さんが関心を持たれております。そういうことから周知を図るために、こういう形で載せております。

まず、成人式についてでございますが、今年度の新成人の方の代表者等の会議を含めて、その意向に沿った形で決定をいたしております。成人式の期日等につきましては、3町とも同様で、合併しても今までどおり1月4日に開催をしようということにしております。場所等につきましては、3町合同で行うということで、有明町のふれあい郷の方で行うということにいたしております。

次に、出初式関係を挙げておりますが、ここに平成17年3月上旬予定ということで、これについても1月上旬に各町で出初式をなされておりました。1月上旬といたしますと、今度合併して、その時点では町長とか新町の議員さんは不在でございます。そういうことで新しく町長さん、議員さん等が決まられた後、時期的には3月上旬ごろということで、現在、こちらの方で調整を行っているところでございます。近々のうちに各町の消防団長との会議を持つということでもありますので、第1弾目のガイドブックを10月に配布をしますけれども、その段階で具体的に記述等についてわかるだろうということで現在考えておるところでございます。

また、その他の行事ということで、これは3町同様でございますが、それぞれの町で1月なり3月にロードレース大会ということで大きなイベント行事がなされております。これにつきましても合併しても16年度については例年同様に行うということで考えておりました、17年度につきましてはその時点で検討するというところで考えているところでございます。

<p>議 長</p>	<p>次に、2ページから3ページにつきましては、先ほど説明をいたしましたように、庁舎の場所とか組織・機構をこういう形で載せております。これにつきましても十分チェックをしながら住民の方にぴしっとした形でお知らせをしたいということで考えております。</p> <p>次に、6ページ以降の方でございます。6ページから21ページまで、この分につきましてそれぞれ載せておりますが、この部分については今まで合併協議会で確認された内容、また、本庁や支所の業務の中で住民の皆さんに直接関係するであろうと考えられるもの、一つ一つの取扱いについて今後の予定を含めて掲載をしております。</p> <p>また、合併後の問い合わせ先ということで、それぞれ上の方に挙げておりまして、NTTの電話番号とかグリーンネットの電話番号を掲載しております。いろいろ問い合わせをされるときに便利であるように、使い勝手がいいように、こういう形で電話番号等も載せているところでございます。</p> <p>次に、後ろの方ですけど、22ページから以降の方でございますが、これは合併により住所の表示が変更となりますので、それに伴い、どのような手続が必要となるのかということで、あるいは不必要なのかということをお知らせをするためにこういう形で載せております。これにつきましては国とか県にも照会をかけながらこういう形で載せさせていただきました。</p> <p>内容等は見ただけであればわかりと思いますが、住所表示変更に伴い、変更手続を住民の方がすぐしなければならないということは、今回の部分についてはほとんどございませぬ。次回更新時であるとか、新年度からといったものがほとんどであります。そういうことでこの部分につきましてはご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>以上、住民周知事項につきまして説明を終わらせていただきます。</p> <p>住民周知事項について説明をいたしましたけれども、先ほど香月委員の方からも話がありましたけれども、それらについては意見として十分賜りながら修正していきたいと思っております。</p> <p>ほかに何かご意見はございませぬか。今、事務局の方と話をしております中で、できるならば、この1弾については20日ぐらいまでに皆さん方からぜひご意見を賜ればありがたいという話がございます、特に間違いなり。また、第1弾に載せきれない部分については第2弾でいくということを検討していただくというのもあります。特に、関心事、あるいは心配事、こういうことが皆さんの方で、ぜひこれだけはというもの</p>
------------	---

	<p>があれば意見として出していただきたい。それから、これはおかしいじゃないかとか、間違いじゃないかとか、そういうことも事務局の方でチェックをいたしますけれども、ぜひ皆さん方から20日ぐらいまでには、そうしないと、あと10月という話の中で時間的なものもございしますので、ぜひそういうことでお伺いをしたいというふうに思っております。</p> <p>今日、このことだけは言っておきたいとか、こういうことを議論しておきたいということがございましたらご意見を出していただきたいと思っております。何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ないということですが、もう一度、後で見ていただいてご意見を賜ればというふうに思っております。よろしく願いいたします。</p>
副 会 長	<p>それでは、長時間にわたってご協議いただき、ありがとうございました。次回は11月10日、水曜日であります。有明町公民館ホールにおいて、午後2時から開催される予定でございますので、皆様方、繰り合わせの上、ご出席を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>今日は、長時間にわたりご審議賜りまして本当にありがとうございました。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会)</p>